

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：国保日高総合病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和24年9月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	職員数 (H22. 4. 1現在)	361
構成団体名	御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町		
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	11.82% (21年度)	財政力指数	0.384 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(21年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	87.8% (21年度)	実質公債費比率 (%)	14.2% (22年度)
		将来負担比率 (%)	1.256 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にシを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合公営企業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	管理者 柏木 征夫
既存計画との関係	国保日高総合病院経営改革プラン（平成21年度～平成23年度）
公表の方法等	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合公営企業経営健全化計画については、平成23年3月議会でも報告し、病院開設HP等で公表
基本方針	病院事業においては、常に合理的、能率的な運営を行い、企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営しなければならないことから、病院経営に当たっては、経営基盤を強化し改善方策を明らかにするとともに、公債費の繰上償還を行い、経営の健全化・効率化を進めていくこととする。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		25,130.5	1,141,136.4	1,166,266.9
	補償金免除額		6,244.6	381,969.2	388,213.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	病棟改築事業			661,474.5	661,474.5
	病棟整備事業		25,130.5		25,130.5
	病棟改築事業			479,662.0	479,662.0
合 計 (A)			25,130.5	1,141,136.4	1,166,266.9
一般（再掲）※上記のうち 再掲の区分	病棟改築事業				
	病棟整備事業				
	病棟改築事業				
合 計 (B)			0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)			25,130.5	1,141,136.4	1,166,266.9

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
一般（再掲）※上記のうち 再掲の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
一般（再掲）※上記のうち 再掲の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	当組合は、御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町の1市5町で構成され、病院を運営しています。近隣病院には、国立病院機構和歌山病院、社会医療法人北出病院、医療法人北裏病院があり、和歌山県紀中の御坊保健医療圏の地域医療を担っています。平成20年度決算では、医業収支比率93.9%、経常収支比率97.0%と類似団体平均90.2%、95.7%と比較して、3.7%、1.3%それぞれ上回っています。平成21年度決算においては黒字決算となっています。また、職員給与比率を県内の同規模病院で比較してみると、当院は56.3%と平均値55.5%より高くなっています。材料費率では、当院は21.1%と平均値26.1%より低くなっています。																		
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>診療収入の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成20年度決算では、患者1人1日当たりの診療収入を類似団体と比較すると入院で12,324円、外来で2,208円診療収入が少ない。平均在院日数は、20.9日と類似団体平均15.6日より長くなっている。一般の病床利用率を県内の同規模病院で比較してみると、当院は80.8%と平均値83.6%よりも低くなっている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>給与費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">医業収益に対する職員給与費率が56.3%を占めていて、県内の同規模病院平均55.5%と比較すると高くなっている。事務職の一部と給食洗浄業務等はアウトソーシングできている。事務職や労務職の退職に伴う減は臨時職員等で対応している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>材料費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">物流システム（SPD）による適正な在庫管理の徹底、価格交渉等により診療材料費の削減を図っている。医薬品の購入価格交渉、入札及び契約方法の見直し、薬品数の絞り込み、新規採用薬品のチェック強化、薬品の購入・使用・在庫及び管理方法の再点検、後発医薬品の積極的活用等を行い、薬品費の削減を行っている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td>経費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 委託業務の契約方法を見直し、契約価格の低減を図る必要がある。 2. 職員のコスト意識の向上や燃料費・光熱水費の効率的な使用により、経費の節減を推進する必要がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	診療収入の確保	平成20年度決算では、患者1人1日当たりの診療収入を類似団体と比較すると入院で12,324円、外来で2,208円診療収入が少ない。平均在院日数は、20.9日と類似団体平均15.6日より長くなっている。一般の病床利用率を県内の同規模病院で比較してみると、当院は80.8%と平均値83.6%よりも低くなっている。		課 題 ②	給与費の抑制	医業収益に対する職員給与費率が56.3%を占めていて、県内の同規模病院平均55.5%と比較すると高くなっている。事務職の一部と給食洗浄業務等はアウトソーシングできている。事務職や労務職の退職に伴う減は臨時職員等で対応している。		課 題 ③	材料費の削減	物流システム（SPD）による適正な在庫管理の徹底、価格交渉等により診療材料費の削減を図っている。医薬品の購入価格交渉、入札及び契約方法の見直し、薬品数の絞り込み、新規採用薬品のチェック強化、薬品の購入・使用・在庫及び管理方法の再点検、後発医薬品の積極的活用等を行い、薬品費の削減を行っている。		課 題 ④	経費の削減	1. 委託業務の契約方法を見直し、契約価格の低減を図る必要がある。 2. 職員のコスト意識の向上や燃料費・光熱水費の効率的な使用により、経費の節減を推進する必要がある。		課 題 ⑤	
課 題 ①	診療収入の確保																		
平成20年度決算では、患者1人1日当たりの診療収入を類似団体と比較すると入院で12,324円、外来で2,208円診療収入が少ない。平均在院日数は、20.9日と類似団体平均15.6日より長くなっている。一般の病床利用率を県内の同規模病院で比較してみると、当院は80.8%と平均値83.6%よりも低くなっている。																			
課 題 ②	給与費の抑制																		
医業収益に対する職員給与費率が56.3%を占めていて、県内の同規模病院平均55.5%と比較すると高くなっている。事務職の一部と給食洗浄業務等はアウトソーシングできている。事務職や労務職の退職に伴う減は臨時職員等で対応している。																			
課 題 ③	材料費の削減																		
物流システム（SPD）による適正な在庫管理の徹底、価格交渉等により診療材料費の削減を図っている。医薬品の購入価格交渉、入札及び契約方法の見直し、薬品数の絞り込み、新規採用薬品のチェック強化、薬品の購入・使用・在庫及び管理方法の再点検、後発医薬品の積極的活用等を行い、薬品費の削減を行っている。																			
課 題 ④	経費の削減																		
1. 委託業務の契約方法を見直し、契約価格の低減を図る必要がある。 2. 職員のコスト意識の向上や燃料費・光熱水費の効率的な使用により、経費の節減を推進する必要がある。																			
課 題 ⑤																			
留意事項	経営課題を克服するにあたり、当院の地域の中核病院としての機能や医療サービスの低下を招かないよう留意していかなければならない。																		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入	1,053	357	0	0	0	1,268	436	358		
	1. 企 業 債 償 還 費										
	2. 他 会 計 出 資 金	127	134	126	128	140	170	170	170	170	170
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	43			20	10		1,136	568		
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他										
	計 (A)	1,223	491	126	148	150	1,438	1,742	1,096	170	170
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	1,223	491	126	148	150	1,438	1,742	1,096	170	170
	資 本 的 支 出	2,093	396	114	114	59	227	1,647	1,227	114	114
	1. 建 設 改 良 費										
	うち 職 員 給 与 費										
	2. 企 業 債 償 還 金	191	201	212	274	232	1,390	332	222	226	231
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他										
計 (D)	2,284	597	326	388	291	1,617	1,979	1,449	340	345	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,061	106	200	240	141	179	237	353	170	175	
補 て ん 財 源	1,061	106	200	240	141	179	237	353	170	175	
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金											
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他											
計 (F)	1,061	106	200	240	141	179	237	353	170	175	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	5,102	5,258	5,047	4,772	4,540	4,417	4,539	4,690	4,475	4,250	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	352	433	366	382	522	517	499	496	513	513
	うち 基 準 内 繰 入 金	352	433	366	382	522	517	499	496	513	513
	うち 基 準 外 繰 入 金										
資 本 的 収 支 分	127	134	126	128	140	170	170	170	170	170	
	うち 基 準 内 繰 入 金	127	134	126	128	140	170	170	170	170	
	うち 基 準 外 繰 入 金										
合 計		479	567	492	510	662	687	669	666	683	683

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)											
資本費 (円又は%)	8.8	12.4	12.8	12.3	11.8	11.6	10.4	10.3	10.3	10.2	
総収支比率(法適用) (%)	98.4	96.7	96.8	97.0	102.1	103.2	103.0	101.4	102.3	103.2	
経常収支比率(法適用) (%)	98.4	96.7	96.8	97.0	102.1	103.2	103.0	101.4	102.3	103.2	
営業収支比率(法適用) (%)	95.3	92.8	94.4	93.9	96.5	97.7	96.9	95.1	95.6	96.5	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	16.5	19.9	22.9	26.6	23.5	19.8	16.6	15.1	12.7	9.2	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	6.8	8.1	6.8	7.1	9.2	9.2	9.0	9.0	9.1	
	うち基準内繰入金 (%)	6.8	8.1	6.8	7.1	9.2	9.2	9.0	9.0	9.1	
	うち基準外繰入金 (%)										
	資本的収入分 (%)	10.4	27.3	100.0	86.5	93.3	57.2	9.9	15.5	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	10.4	27.3	100.0	86.5	93.3	57.2	9.9	15.5	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金収入については、診療報酬の改定等にもよるが、地域の医療機関との病病連携、病診連携の強化や医療圏を越えた医療機関との連携強化により患者数の確保。平均在院日数の短縮化と病床利用率の向上(80%強)等の経営の効率化による収益の増収を見込むとともに、救急医療の推進による急性期医療を行い診療収入の増加を見込みました。
2 他会計繰入金の見込み	繰上償還に伴う借換により若干減少となるが、診療管理棟改築工事に伴う負担金分が増加となる見込みであります。他については基準内繰入による現在と同じ水準で策定を予定しています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	診療管理棟改築工事を平成22年度～平成24年度にかけて実施。総事業費2,600,000千円で、耐震化に伴う臨時交付金による県補助金として1,704,300千円、補助金を除いた895,700千円については起債を予定しています。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改修事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	現在、計画は策定しておりません(定数条例の中での定数管理は実施)。病院に求められる機能及び業務量に合った効率的な定員管理を行うべきではありますが、現実には業務内容、業務量に応じて、退職による欠員の補充、適切な業務を行うために医師、看護師等の有資格者の人員の確保などの対応をしなければならない状況であります。但し、アウトソーシング化を図れる部門(事務、労務員)においては職員数の適正化を行っていきます。
○ 給与のあり方	②	職務給の原則、均衡の原則を基本にしており、人事院勧告は双方を織り込んだ制度であるとの認識から給与制度変更時(条例改正)の大きな判断資料としています。また、給与費は固定経費として支出に占める割合が高いことから、経営健全化を図るうえで給与費の適正化は最重要課題と位置づけています。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	人事院勧告の内容に沿った見直し、給与表の適正化を実施しています。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	②	技能労務職員については、給料表を行政職給料表Ⅰではなく行政職給料表Ⅱを適用しています。また、技能労務職員の退職による減員については、業務委託や臨時採用で対応し、職員の補充は行っておらず、今後も補充を行っていきません。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇はありません。
◇ 福利厚生事業のあり方		和歌山県市町村職員共済組合に加入しており、組合の基準により支出しております。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③・④	材料費においては、診療材料の購入方法を見直し、原則として同等品でより安価な材料を採用することとし、また不良在庫の徹底的な洗い出しを行い診療材料の有効利用に努めます。医薬品については、後発医薬品の採用拡大等の積極的活用に努めます。委託費については、委託価格及び委託業者の定期的な見直し等により委託経費の削減を図る。また、病院経営の効率化及び健全化を推進するため、職員全体に接遇をはじめとした意識改革を実行し、節減を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		現時点においては、検討していません。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		現在のところ売却の予定はありません。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		国保日高総合病院経営改革プランについては、病院開設のホームページで公表しています。また、今回の御坊市外五ヶ町病院経営事務組合経営健全化計画については、同じく病院開設のホームページ等での公表を検討しています。
○ 行政評価の導入		
4 その他	①	救急医療の推進及び地域の医療機関との病病連携・病診連携の強化や医療圏域を越えた医療機関との連携強化による患者数の確保。ベットコントロールの徹底を図り病床利用率の向上と平均在院日数の短縮等の経営の効率化により、診療収入の増加につなげていきます。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	経常経費の見直しに際し、固定経費として支出に占める割合が高い給与費が最重要課題であり、人事院勧告の内容に沿った見直しを行い、給与表の適正化を実施しています。また、業務内容や組織の見直しを行い、特に事務職や労務職については退職に伴う減を臨時職員等で対応することにより、職員数の適正化を行い、給与費の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は、平成20年度末1,311,648,558円であったが、平成21年度末においては6年ぶりの黒字決算（見込）で1,195,671,147円となり、115,977,411円減少しています。更なる収益確保及び費用削減により、繰越欠損金の解消に向け、順次減少に努めて行きます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(5) 病院事業【新規計画策定団体】

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

課題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計
	累積欠損金比率	16.5	19.9	22.9	26.6	23.5		19.8	16.6	15.1	12.7	9.2	
	企業債現在高	5,102	5,258	5,047	4,772	4,540		4,417	4,539	4,690	4,475	4,250	

収入確保	入院・外来患者の確保		入院128,091・外来188,401	入院128,194・外来181,734	入院125,000・外来170,635	入院119,299・外来165,159	入院121,840・外来171,018		入院121,910・外来171,000	入院118,260・外来168,000	入院119,720・外来168,200	入院125,560・外来175,390	入院125,560・外来175,390	
		改善効果額												
収入確保	患者一日一人当収入の増		32,757円	33,750円	35,523円	36,553円	36,453円		37,121円	38,077円	37,703円	35,994円	35,994円	
		改善効果額	-211	106	124	-56	153	116	76	65	65	65	65	336
収入確保	その他													
		改善効果額												
費用削減	人件費の見直し													
		うち退職手当以外												
費用削減	うち正職員		380人	375人	366人	371人	370人		371人	374人	373人	375人	378人	
		改善効果額		8	23	24	55	14	3	11	3	19	50	
費用削減	うち非常勤職員		62人	64人	75人	80人	88人		91人	92人	94人	96人	99人	
		改善効果額			-9		-9	-6	-2	-4	-4	-6	-22	
費用削減	その他													
		改善効果額												
費用削減	SPDIによる診療材料費削減		353	443	428	399	402		403	404	405	406	407	
		改善効果額	27	-90	15	29	7	-12	10	10	10	10	10	50
	改善効果額													
							計画前5年間改善効果額 合計	150					改善効果額 合計 A	414
													<参考>補償金免除額 (旧資金運用部資金)	388.2

注 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標	
経営指標	経常収支比率	98.4	96.7	96.8	97.0	102.1	103.2	103.0	101.4	102.3	103.2	
	医業収支比率	95.3	92.8	94.4	93.9	96.5	97.7	96.9	95.1	95.6	96.5	
	職員給与費率	62.9	61.4	58.2	58.6	56.3	55.4	55.5	55.4	55.4	55.2	
	薬品費率	13.0	12.2	11.9	11.6	11.7	11.3	11.3	11.2	11.2	11.2	
	材料費率	22.1	22.9	21.9	21.2	21.1	20.9	21.4	22.8	22.4	22.0	
病床	病床利用率	一般	84.1	84.9	82.3	77.7	80.8	80.0	78.0	79.0	83.0	83.0
		療養										
		結核										
		精神	97.9	95.7	94.6	93.7	91.3	94.3	90.0	91.0	95.0	95.0
		感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	86.5	86.7	84.5	80.9	82.6	82.6	80.2	81.2	85.1	85.1	

(注)1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。

2. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。

3. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段()書きすること。

4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

(5) 病院事業【新規計画策定団体】（つづき）

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

現在、国保日高総合病院において、日高医師会の協力により、小児救急診療における開業医の休日診療応援を実施するなど、地域医療機関との連携を進めているところである。
更に、休日の救急診療業務(小児科を除く)についても、救急医療の充実を図り、さらには勤務医の負担軽減に繋がることから、開業医と連携した新たな体制づくりについて検討を行うなど、地域全体で救急医療体制の構築に取り組んでいく。

- ・土曜日の午後、日高医師会の協力により診療所との病・診連携による小児救急診療を実施。
- ・日曜・祝日等に日高医師会の協力により診療所との病・診連携による救急診療を実施。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

現在の公営企業法財務適用と他の経営形態を比較するも、当院の運営状況からすると必ずしも見直しが必要な状況ではないが、運営が計画どおり進まない場合は、平成25年度までに公営企業法全部適用等の方向で改めて検討する。